

平成21年度 入札契約制度の改正について（役務・物品）

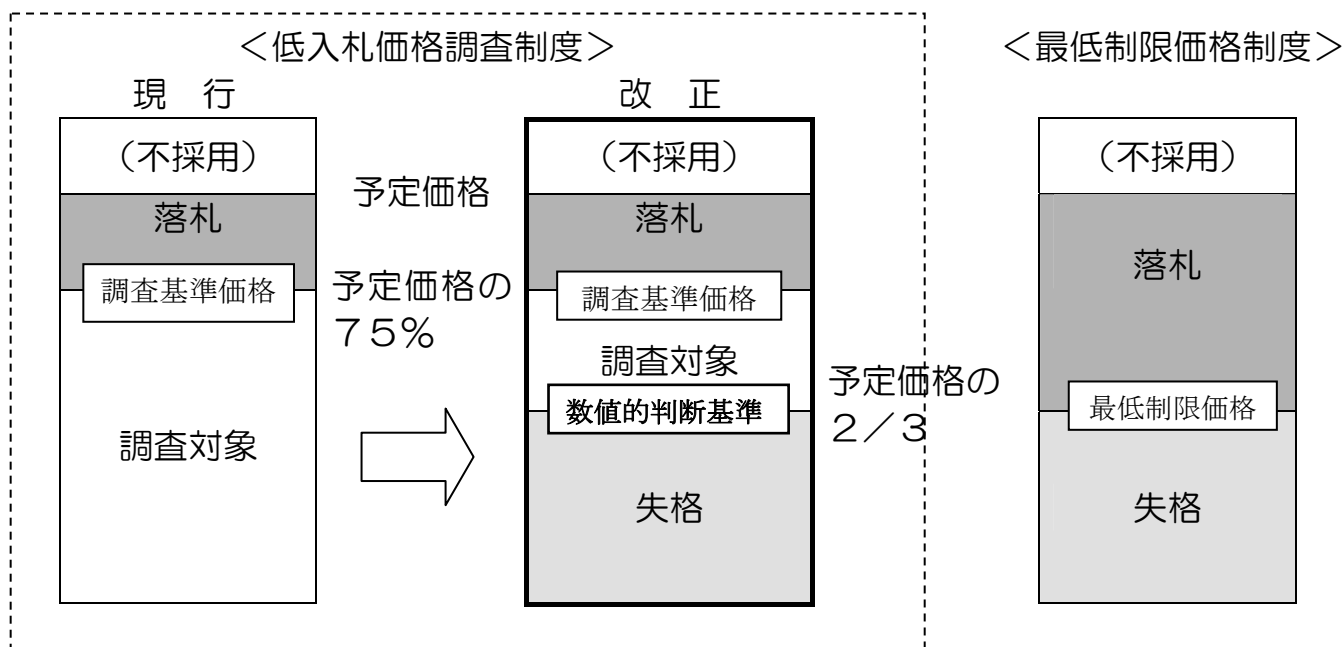
1. 役務契約関係

（1）ダンピング防止対策の拡充

適正な価格での競争を促すことにより、業務の適正な履行を確保する

①低入札価格調査制度の見直し

- ・数値的判断基準（失格基準）を導入



②最低制限価格制度・低入札価格調査制度の対象業務拡大

- ・監理課で契約・業者選考を行う全業務（賃貸借契約を除く）に適用拡大

新たな適用業務：樹木等管理業務、単年度の建物維持管理業務（清掃・警備）等

（2）予定価格の事後公表

入札契約制度の透明性の向上を図る

- ・監理課で契約締結する建設コンサルタント業務について、契約締結後に予定価格の公表を実施
（反復性のある「建設コンサルタント業務以外の業務」については、従来どおり非公表）

2. 物品契約関係

（1）制約付き一般競争入札の拡大

受注機会を拡大することで、入札契約制度の透明性・公平性の向上を図る

- ・予定価格600万円以上の契約に適用（現行：800万円以上）

3. 共通事項

（1）契約約款の改正

- ・独占禁止法改正関係に対応